

口頭記録

部長技監			
	担当		
受信年月日	平成21年11月6日 10時40分 ～11時15分	熱海市	まちづくり課
起案年月日	平成21年11月10日	廃棄物課	
決裁年月日	平成 年 月 日	場所	熱海市役所3Fまちづくり課
標題	関連熱海市伊豆山における残土処分について		
用件・処理(問い合わせ)概要	<p>*[REDACTED] 関連の名地造成現場（熱海市伊豆山）隣地における残土処分場について、情報交換、今後の方針等の協議を熱海市役所まちづくり課と行った。</p> <p>1 熱海市における指導方針について [REDACTED] 天の説明)</p> <p>①指導根拠法令について</p> <p>ア 土採取等規制条例（県条例） 1ha以下は熱海市建設課の所管  イ 風致地区条例（県条例） 热海市まちづくり課の所管  ウ 森林法（1haを超える場合） 東部農林事務所の所管</p> <p>②現時点における熱海市の指導方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在多量の土砂搬入が継続しており、河川（二級河川逢初川）への土砂の流入、海（漁場）への流入が懸念される（今まで若干の流入はあった）ため、搬入の停止をかけたいとして、熱海市、県土木、県農林で協議を行っている（県土木に対し[REDACTED]から状況の照会があったようだ）。</li> <li>上記①の指導根拠において、イの風致地区条例違反はない、1haを超える開発との確認はされていないため、森林法の適用はできない。</li> </ul> <p>従って、アの土採取等規制条例を根拠に指導していきたいとして検討中である。</p> <p>[REDACTED]  [REDACTED]  [REDACTED]</p> <p>・熱海警察署生活安全課 [REDACTED] 氏とも協議している。[REDACTED] 氏からはまちづくり課との話をいただいている。</p>		

用件・処理(伺)概要

- ・土採取等規制条例については、[REDACTED]の届出者となっている。  
その届出書には土砂の搬入元を記載する欄があるが、未記入のまま熱海市建設課に受理されている。
- ・[REDACTED]に対し、土留め工事をロックヒル方式で行うとされている届出について現状、実現可能性が低いため他の工法を検討し届出こと、との指導を行っている。  
なお、風致地区条例に基づく届出について、工期を来年2月まで延長するとの届出がなされたが、土採取等規制条例では工期延長がなされていないため、それについても指導することになる。

2 廃棄物課から、

- ・廃棄物処理法で指導するためには、[REDACTED]が必要だが、現時点でのそれを認定するのは極めてむづかしい。  
仮に[REDACTED]が判明しても、直ちに[REDACTED]とも言い難い。  
いずれにせよ、[REDACTED]を確認しないことには、判断がつけられないと考える。
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- ・従って、何らかの指導根拠をもって、[REDACTED]を報告させる方法はないか。  
その報告に従って[REDACTED]の調査をするしか手はないのではないかと考える。  
→上記のとおり土採取等規制条例の[REDACTED]は未記入で受理されてしまっているとのこと。

3 その他

- ・市から[REDACTED]に求めている報告書の提出は未だなされていないこと。
- ・[REDACTED]は、[REDACTED]の関係で熱海市役所に顔を出すことがあるとのことだが、まちづくり課には来ない（接触できていない）とのこと。

\*この打合せ後現地の調査を行ったが、担当[REDACTED]を受けた印象では、現地が整然と整地されていること、また、河川への土砂の流入が全て当該残土処分場の原因であると特定しがたいことから、土砂搬入の禁止の命令を発出することはむづかしいのではないかとのことであった。